

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員給与規程の改正について

1. 報酬支給基準改定の考え方

(1) 産技研支給基準の考え方

- 地方独立行政法人法第48条第3項において、「報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。」とある。
- 産業技術研究センターの役員報酬については、平成18年度の独立行政法人設立時に、東京都指定職給料表を参考に設定されている。

(2) 今回の変更内容

- 今回の改定は、産業技術研究センターにおいて、平成26年の東京都人事委員会勧告で特別給（賞与）の引き上げ勧告が行われたことや、勧告で示された民間従業員の報酬水準など社会情勢を考慮して職員給与について見直しを行ったことなどを踏まえ、役員報酬の見直しを行うものである。（参考：平成21年度及び平成22年度に職員給与に連動して引下げ）
- 改定額については、従来の報酬額から職員給与における特別給増額見合い分（0.25月分）を加えた額とする。

2. 報酬改定(平成27年4月1日適用)

(単位:円)		(単位:円)		(単位:円)	
号給	現行年俸額	増額(※)		新年俸額	
1号給	13,326,000	208,000		13,534,000	
2号給	13,599,000	213,000		13,812,000	
3号給	13,872,000	217,000		14,089,000	
4号給	14,142,000	221,000		14,363,000	
5号給	14,415,000	225,000		14,640,000	
6号給	14,686,000	230,000		14,916,000	
7号給	14,959,000	234,000		15,193,000	
8号給	15,231,000	238,000		15,469,000	
9号給	15,517,000	243,000		15,760,000	
10号給	15,801,000	247,000		16,048,000	

(※) 増額 = 現行年俸 ÷ 15.95ヵ月 (例月給分12ヵ月 + 特別給分3.95ヵ月) × 今回職員引上げ分0.25ヵ月
※千円単位未満切捨て

3. 地方独立行政法人法(抜粋)

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。